

令和8年9月2日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊東千歳駐屯地
第324会計隊長 菅原 健太

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争に付する事項

(1) 品名等

G P	品 名	規 格	単位	数量
A	鉄 屑	仕様書のとおり（別紙第2）	S T	1
B	廃バッテリー	仕様書のとおり（別紙第3）	S T	1
C	廃タイヤ	仕様書のとおり（別紙第4）	S T	1

(2) 搬出場所

陸上自衛隊東千歳駐屯地

(3) 搬出期限

代金納付の日から5日以内（令和8年11月13日までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格申請において「物品の買受け」の「C以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者。（資格審査結果通知書の写しを入札時までに必ず提出すること。）
- (3) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (4) 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 現場確認をしていること。または、現場確認をしなかった事によって生じる不利益は買受人の負担とすることに了承のうえ参加すること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊東千歳駐屯地 第324会計隊 契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 現場確認の場所及び日時

令和8年9月3日～18日（土日を除く）の9時～16時までの間に現場を確認すること。なお、現場確認を希望する際は、現場確認希望日の前日15時（土日の場合はその前日）までに会計隊下記担当者に連絡をすること。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場 所

陸上自衛隊東千歳駐屯地 会計隊 入札室（建物番号1139）

(2) 日 時

令和8年9月29日（火） 10時00分

6 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札価格の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

8 落札決定方式

総額が、当隊所定の予定価格以上の最高入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。なお、入札書については、消費税込の価格を記載すること。

9 契約書の作成

落札者は、契約担当官から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内にこれを契約担当官に提出しなければならない。ただし、契約担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

10 その他

- (1) 再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は別途執行日時を示して後日執行する。
- (2) 郵便入札
件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書の写しを「〇〇（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて9月28日（月）17時までに第324会計隊契約班に必着させること。この際、10（14）の入札担当者に電話にて到着の確認を行うこと。
- (3) 売払物品の実質重量及び状態については、現物現況を優先する。
- (4) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (6) 代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。
- (7) 搬出可能日は、契約書提出の翌日から起算して7日以降とする。
- (8) 契約業者は輸送時の保管等に際し、紛失防止に万全を期すること。
- (9) 契約業者が契約物品を廃棄する場合には、環境保全に関する法律に基づき実施するものとし一切の責任は契約業者の責によるものとする。
- (10) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (11) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (12) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (13) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

- (14) 入札及び現場確認に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊東千歳駐屯地 第324会計隊 契約班 担当：桶屋(おけや)
TEL 0123-23-5131 (内3441)
FAX 0123-23-3642 (直通)
- (15) 物品に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊東千歳駐屯地業務隊 担当：長崎(ながさき)
TEL 0123-23-5131 (内4738)

11 公告掲示場所及び期間

(1) 掲示場所

ア 東千歳、札幌、島松の各駐屯地会計隊、千歳市役所、千歳商工会議所
イ 北部方面会計隊ホームページ

(2) 掲示期間

令和8年9月2日(水)～令和8年9月29日(火)

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

仕 様 書

件 名	鉄屑	作成年月日	令和8年8月27日
		作成部隊	東千歳駐屯地業務隊補給科
		作成者	2等陸曹 長崎 慈

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊東千歳駐屯地で実施する鉄屑の売払について必要な事項を規定する。

2 搬出期限及び場所

- (1) 搬出期限：令和8年11月13日
- (2) 搬出場所：陸上自衛隊東千歳駐屯地

3 売払物品の仕様及び数量

品名	規格	単位	数量
鉄屑	特級	KG	6 9 8 9
鉄屑	1 級	KG	9 1 9
鉄屑	2 級	KG	2 2 1 4
鉄屑	級外	KG	6 0 5 9 7
ステンレス屑		KG	1 8 8
アルミ屑		KG	1 1 2
_____	以下余白 _____		
合 計			7 1 0 1 9

4 その他

- (1) 搬出については0 9 0 0～1 6 0 0までの間とし、官側の立会のもと作業すること。
- (2) 売払物品の実質重量及び状態については、現物状況を優先する。
- (3) 本契約に必要な機材等については業者負担とする。
- (4) 作業等において生じた怪我等については、契約業者の責任とする。また、発生した損傷等についても、契約業者負担により修復するものとする。

仕 様 書

件 名	廃バッテリー	作成年月日	令和8年8月27日
		作成部隊	東千歳駐屯地業務隊補給科
		作成者	2等陸曹 長崎 慈

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊東千歳駐屯地で実施する廃バッテリーの売払について必要な事項を規定する。

2 搬出期限及び場所

- (1) 搬出期限：令和8年11月13日
- (2) 搬出場所：陸上自衛隊東千歳駐屯地

3 売払物品の仕様及び数量

No	品名	規格	個数	単位	売 払 数
1	廃バッテリー	245H52	92	KG	5153
2	廃バッテリー	190H52	2	KG	102
3	廃バッテリー	105D31R	44	KG	871
4	廃バッテリー	115D31R	4	KG	84
5	廃バッテリー	155G51	17	KG	641
6	廃バッテリー	150F51	18	KG	608
7	廃バッテリー	YTX9-BS	3	KG	28.5
8	廃バッテリー	RE7-12	1	KG	2.7
9	廃バッテリー	55B19L	2	KG	18.4
10	廃バッテリー	55B19R	3	KG	27.2
11	廃バッテリー	46B19R	4	KG	35.2
12	廃バッテリー	SBS-40	22	KG	246
13	廃バッテリー	SBS-30	10	KG	95
14	廃バッテリー	34A19L	1	KG	7
15	廃バッテリー	160F51	2	KG	64
16	廃バッテリー	44B19L	1	KG	9
17	廃バッテリー	80D26R	21	KG	315
18	廃バッテリー	85D26R	4	KG	60
19	廃バッテリー	145F51	34	KG	1052
20	廃バッテリー	YTX7L-BS	1	KG	5
21	廃バッテリー	HLE22-12(12V-22AH)	1	KG	12
22	廃バッテリー	MSE-200	12	KG	252

No	品名	規格	個数	単位	売 払 数
23	廃バッテリー	HF28-12A	12	KG	108
24	廃バッテリー	UP-PW0645P1	4	KG	4
25	廃バッテリー	HRL634WF2	5	KG	5
26	廃バッテリー	HRL1234W-F2FR	12	KG	36
27	廃バッテリー	PWL12V38	4	KG	52
28	廃バッテリー	HF12-12	18	KG	72
29	廃バッテリー	HZ12-12	33	KG	132
30	廃バッテリー	FP1270	10	KG	20
31	廃バッテリー	170F51	2	KG	70
32	廃バッテリー	130E41R	4	KG	112
33	廃バッテリー	95D31R	8	KG	146
34	廃バッテリー	5KKD31	2		34
35	廃バッテリー	30A19L	1		7
	合 計		414	KG	10486

4 その他

- (1) 搬出については0900～1600までの間とし、官側の立会のもと作業すること。
- (2) 売払物品の実質重量及び状態については、現物状況を優先する。
- (3) 本契約に必要な機材等については業者負担とする。
- (4) 作業等において生じた怪我、物品損傷等については、業者の責任とする。

仕 様 書

件 名	廃タイヤ	作成年月日	令和8年8月27日
		作成部隊	東千歳駐屯地業務隊補給科
		作成者	2等陸曹 長崎 慈

1 総 則

本仕様書は、陸上自衛隊東千歳駐屯地で実施する廃タイヤの売払について必要な事項を規定する。

2 搬出期限及び場所

- (1) 搬出期限：令和8年11月13日
- (2) 搬出場所：陸上自衛隊東千歳駐屯地

3 売払物品の仕様及び重量（本数）

品 名	規 格	単 位	総重量（本数）
廃タイヤ	12R 22.5 14PR（夏）	KG	11505(195)
廃タイヤ	12R 22.5 16PR（夏）	KG	1003(17)
廃タイヤ	12R 22.5 14PR（スタッドレス）	KG	4485(69)
廃タイヤ	12R 22.5-16PR（スタッドレス）	KG	5632(88)
廃タイヤ	11.00R20-14PR（夏）	KG	2805(51)
廃タイヤ	11.00R20-16PR（夏）	KG	61(1)
廃タイヤ	37.12.50R17.5-8PR(夏)	KG	2880(90)
廃タイヤ	37.12.50R17.5-8PR(スタッドレス)	KG	1504(47)
廃タイヤ	215/85R18 113LT(夏)	KG	900(50)
廃タイヤ	215/85R18 113LT(スタッドレス)	KG	1508(52)
廃タイヤ	315/80R22.5(TL)154/151J(夏)	KG	171(3)
廃タイヤ	9.00R20-14PR（夏）	KG	248(8)
廃タイヤ	9.00R20-14PR（スタッドレス）	KG	94(2)
廃タイヤ	7.00R15-8PR（夏）	KG	128(8)
廃タイヤ	7.00R15-8PR（スタッドレス）	KG	80(5)
廃タイヤ	14.00R24-TG12PR（夏）	KG	57(1)
廃タイヤ	8.25-R20 14PR（夏）	KG	28(1)
廃タイヤ	8.25-R16 14PR（夏）	KG	783(27)
廃タイヤ	275/80R/22.5（夏）	KG	930(15)
廃タイヤ	17.5R25 バケット（夏）	KG	856(4)
廃タイヤ	14.00R20-18PRM&SCOMBAT	KG	888(6)
廃タイヤ	6.00-9 10PLY	KG	7.9(1)

品 名	規 格	単 位	総重量（本数）
廃タイヤ	185/60R15（夏）	KG	28(8)
廃タイヤ	185/65R15（冬）	KG	3.5(1)
廃タイヤ	180/55ZR17M/C(夏)	KG	6(2)
廃タイヤ	120/70ZR17M/C	KG	2(1)
廃タイヤ	215/70R17.5(冬)	KG	171(19)
廃タイヤ	245/40ZR20(夏)	KG	4.2(1)
廃タイヤ	205/60R/16(夏)	KG	24(4)
廃タイヤ	3.00-21 51P(前輪)	KG	3.2(1)
廃タイヤ	155/65R/14	KG	1.2(1)
合 計			36797 (779)

4 その他

- (1) 搬出については0900～1600までの間とし、官側の立会のもと作業すること。
- (2) 売払物品の実質重量及び状態については、現物状況を優先する。
- (3) 本契約に必要な機材等については業者負担とする。
- (4) 作業等において生じた怪我等については、契約業者の責任とする。また、発生した損傷等についても、契約業者負担により修復するものとする。

鉄屑 業者現物確認・搬出可能日一覧

令和8年9月

月	火	水 2日	木 3日	金 4日
		×	○	○
7日	8日	9日	10日	11日
○	○	×	○	○
14日	15日	16日	17日	18日
○	○	×	○	○
21日	22日	23日	24日	25日
×	×	×	×	×
28日	29日			
×	×			

※搬出可能時間については原則9時～16時の間とする。細部については契約締結後調整すること。

鉄屑 業者現物確認・搬出可能日一覧

令和8年10月

月	火	水	木 1日	金 2日
			○	○
5日	6日	7日	8日	9日
○	○	×	○	○
12日	13日	14日	15日	16日
×	○	×	○	○
19日	20日	21日	22日	23日
○	○	×	○	○
26日	27日	28日	29日	30日
○	○	○	○	○
31日				
×				

※搬出可能時間については原則9時～16時の間とする。細部については契約締結後調整すること。

鉄屑 業者現物確認・搬出可能日一覧

令和8年11月

月 2日	火 3日	水 4日	木 5日	金 6日
○	×	○	○	調整による
9日	10日	11日	12日	13日
調整による	調整による	調整による	調整による	搬出期限

※搬出可能時間については原則9時～16時の間とする。細部については契約締結後調整すること。